

Business Certificate news

No.: TCCI-0044

Date: 2013年12月18日

ご申請者様各位

自動車の登録制度関連書類に対するサイン証明の取扱変更について

標題のサイン証明のご申請につきましては、従来、ご申請後、書類が発給されるまで当センター内でお待ちいただく取扱といたしておりましたが、今後、下記の取扱にて対応を統一させていただきます。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 対象となる証明

自動車の登録制度関連書類*に対するサイン証明(翻訳に関する申請者宣誓書)

※自動車検査証返納証明書、輸出抹消仮登録証明書、一時抹消登録証明書、輸出予定届出証明書 等

2. 変更後の取扱

ご申請とご返却の時間帯ならびに申請方法を、以下通りとさせていただきます

- (1) 午前のご申請分については、通常の証明申請と同一時間のご返却となります。
- (2) 午後のご申請分については、お急ぎ証明のみの取扱となります。

申請時間	申請方法	返却時間
9:00～10:00	通常申請 (お急ぎ証明も可能です)	13:00(当日)以降
10:00～12:00		15:00(当日)以降
13:00～16:00	お急ぎ証明のみ	(お急ぎ証明利用規約ご参照)

※営業日：月曜日～金曜日(祝祭日は除く)

※営業時間：9:00～16:30 *(12:00～13:00 除く)

3. 期日

平成25年1月6日(月)9:00ご申請分より

4. 参考 URL

「お急ぎ証明について」

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/topics/pdf/20131218_oisogi_shomei.pdf

「翻訳に関する申請者宣誓書」

<http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/signature/s06.html>

[本件連絡先] 担当:市ノ川